

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
あたる日
の翌日)

目次

◇告示

字の区域の変更等（市町村振興課）
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（保険課）
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの（〃）
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による公聴会の開催（森林保全課）
保安林の指定の解除予定（二件）（〃）
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
開発行為に関する工事の完了（〃）

◇公安規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（防犯少年課）

◇公安告示

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告示

鳥取県告示第六百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、平成五年七月二十日からその効力を生ずる。

平成五年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成四年十一月二十日現在の地番による。）
大字弓原字松垣	大字弓原字松垣の全域 大字弓原字中笠田の全域
大字弓原字西屋敷	大字弓原字越前の全域 大字弓原字西屋敷のうち三八六の一、三八九の一、三九〇の一、三九〇の二、三九一の一、三九一の五、三九二の一、三九二の二、三九三、三九四、三九六、三九六の二、三九七から四〇一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字弓原字上蓮四六六の一、四六七、四六八の一から四六八の二二まで、四六九から四七一まで、四七一の二、四七二から四七五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字弓原字飯田	大字弓原字西屋敷三八六の一、三八九の一、三九〇の一、三九〇の二、三九一の一、三九一の五、三九二の一、三九二の二、三九三、三九四、三九六、三九六の二、三九七か

ら四〇一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字弓原字飯田の全域

大字弓原字上蓮

大字弓原字上蓮のうち四六六の一、四六七、四六八の二、
四六八の二二まで、四六九から四七一まで、四七一の二、
四七二から四七五まで及びこれらと一体をなす国有地の一
部以外の区域

廃止する字の名

大字弓原字中笠田
大字弓原字越前

鳥取県告示第六百二十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第三項の
規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなされるもの
について、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並
びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十
三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申出の受理があったもの
とみなされる年月日

倉吉市福山一五三一

平成五年六月一日

八頭郡智頭町大字智頭一五三
四一一

”

深田薬局
米子市西福原一六六九

平成五年六月十五日

鳥取県告示第六百二十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第四項の
規定に基づき、国民健康保険医の登録があったものとみなされるものにつ
いて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並び
に国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十
三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があったものとみなされる年月日
鈴木 一 則	鳥国医第四、七四〇号	平成五年六月一日

鳥取県告示第六百二十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第
四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり
公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十
五年農林省令第百八号）第四十九条第一項の規定により告示する。

平成五年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 日時 平成五年八月十日午前十時から
- 二 場所 東伯郡三朝町大字大瀬九九九―二 三朝町役場第三会議室
- 三 案件 次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定することについて

名 称	区 域
三徳山鳥獣保護区特別保護地区	三徳山鳥獣保護区の区域のうち、東伯郡三朝町大字三徳字美徳頭一〇一〇、一〇一一一及び一〇一一二の区域（文殊堂、地藏堂、鐘楼、納経堂、観音堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。）

鳥取県告示第六百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成五年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字亀尻字西山五六五の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青
谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百二十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成五年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字澄水字孫獅子谷六七一の五・六七二の五・六七二の

六・六七三の一二から六七三の一五まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成五年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年四月十五日 鳥取県指令受都計三―二第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字富士見山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年七月二十日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

鳥取県公安委員会規則第三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（昭和六十年二月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

鳥取県営皆生温泉公園のプール及びテニスコート

米子市営湊山球場

米子市営湊山球場

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年七月二十日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊 技 機 の 種 類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フリーム・グランナリII	奥村遊機株式会社
〃	ピョンピョン丸2	〃
〃	ソニックゲーム	株式会社おざむら遊機